

第7条 （返金規定）

1. 甲は採用決定者が入社後次に定める期間内に、自己都合による退社または採用決定者本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、乙が受領した紹介手数料から次に定める金額を乙に対し請求できるものとする。なお、消費税は別途加算するものとする。
 - 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
 - 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
 - 入社後 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
2. 甲は前項の返金を請求する場合、採用決定者の退職日が確認できる書面（写しを含む）を必要 事項記入の上添付し、電子メールにて提出しなければならない。
3. 乙は退職連絡日の翌月末日までに前項規定の返金額を銀行振込により甲に支払うものとする。なお、支払日が指定銀行の休業日の場合は、前営業日までに振り込むものとし、振込手数料は 乙の負担とする。